

田原市病後児保育受入れ基準

（１）熱の場合（一般的な風邪・手足口病・ヘルパンギーナ）

- ・解熱剤を使わずに、３８℃以上の熱が半日以上出ていないこと。
- ・保護者の方が用意した食事が摂取可能であること。

※咳のため呼吸困難がある場合や、活気がなく、ぐったりとしている場合は利用できません。

（２）嘔吐・下痢・胃腸障害の場合

- ・激しい腹痛、頻繁におこる下痢、嘔吐の場合は利用できません。

（３）感染症の場合

感染症名	現在の登園のめやす	おひさま病後児保育室受入れのめやす
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで	発病後４日目から 症状の回復傾向がみられたら
風しん	発しんが消失してから	医師がうつる心配がないと判断したとき
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化してから	発病後４日目から 症状の回復傾向がみられたら
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	発病後４日目から 症状の回復傾向がみられたら
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消え２日経過してから	発病後４日目から 症状の回復傾向がみられたら
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師がうつる心配がないと判断したとき
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで	医師がうつる心配がないと判断したとき
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	抗菌薬を飲み始めて２４時間以上経過してから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	医師がうつる心配がないと判断したとき
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	発病後４日目から 嘔吐・下痢の症状が落ち着いた場合
ＲＳウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	熱が無く、咳がひどくなくなったら
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化してから	医師がうつる心配がないと判断したとき
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと	通常保育で受入可能
突発性発しん	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと	通常保育で受入可能
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること	通常保育で受入可能
伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること	通常保育で受入可能
アタマジラミ症	駆除を開始していること	通常保育で受入可能

（４）受入れできない症状

- ・上記以外の感染症の場合や、医師が診察の結果、利用不可と判断した場合は利用できません。